

公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部改正議案に係る意

見の代決について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく意見を教育長代
決により知事に回答しましたので、別紙資料に基づき報告し、承認を求めます。

平成24年12月20日

教 職 員 課

公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部改正の概要

- 第1 改正の概要
退職手当の支給水準の引下げ
- 第2 改正の理由
国家公務員退職手当法の改正に伴うもの
- 第3 改正の内容
退職手当支給水準の公民較差を解消するため、支給水準を引き下げる。
- 公民の均衡を図るため設けられている調整率（現行：104/100）を17/100ポイント引き下げて87/100とする。ただし、施行日から平成25年9月30日までは98/100、同年10月1日から平成26年6月30日までは92/100とする経過措置を設ける。
- 第4 施行期日 平成25年3月1日
- 第5 その他 職員の退職手当に関する条例についても同様の改正が必要であるから、同時に改正を行う。

国家公務員の退職給付の
給付水準の見直し等のた
めの国家公務員退職手当
法等の一部を改正する法
律
（平成24年法律第96
号）
平成24年11月26日
公布
平成25年1月1日施行

第 号議案

公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成二十四年十二月 日提出

愛知県知事 大村 秀章

公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 公立学校職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年愛知県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一項中「二十年以上」及び「及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第十二条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)」を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条の六中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第二十一項」とする。

附則第二十二項中「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「(傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。)」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年愛知県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第四条若しくは第五条又は公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十二年愛知県条例第三号)附則第二項」を「第三条から第五条まで」に改め、「二十年以上」、「(同項の規定に該当する退職をした者にあつては、二十五年未満)」及び「、新条例第三条から第五条の三まで及び条例第二十四号附則第三項の規定にかかわらず」を削り、「百分の百四」を「百分の八十七」に改める。

附則第六項中「第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分」を「第三条第一項」に改め、「三十六年」の下に「以上四十二年以下」を加え、「、新条例第三条第一項及び第五条の二並びに条例第二十四号附則第三項の規定にかかわらず」を削り、「その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は新条例第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

附則第七項中「、新条例第五条から第五条の三まで及び条例第二十四号附則第三項の規定にかかわらず」を削る。

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年愛知県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「四十四年」を「四十二年」に改める。

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年愛知県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「退職手当の額が、新職員退職手当条例」を「額(当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧職員退職手当条例第五条又は旧公立学校職員退職手当条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧職員退職手当条例附則第二十六項又は旧公立学校職員退職手当条例附則第二十一項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ百分の八十七(当該勤続期間が二十年以上の者(四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、百分の八十七)を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例」に、「新公立学校職員退職手当条例」を「公立学校職員の退職手当に関する条例」に改め、「附則第十二項の規定による改正後の」、「附則第十三項の規定による改正後の」及び「附則第十四項の規定による改正後の」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例(以下「新公立学校職員退職手当条例」という。)附則第二十一項(新公立学校職員退職手当条例附則第二十三項及び第五条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第六項においてその例による場合を含む。)及び第二十二項の規定の適用については、新公立学校職員退職手当条例附則第二十一項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年三月一日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百分の九十二」とする。
- 3 第二条の規定による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第五項(同条例附則第七項においてその例による場合を含む。)及び第六項の規定の適用については、同条例附則第五項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年三月一日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日

までの間においては「百分の九十二」とする。

- 4 第四条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第二項の規定の適用については、同項中「百分の八十七」とあるのは、平成二十五年三月一日から同年九月三十日までの間においては「百分の九十八」と、平成二十五年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百分の九十二」と、「百四分の八十七」とあるのは、平成二十五年三月一日から同年九月三十日までの間においては「百四分の九十八」と、同年十月一日から平成二十六年六月三十日までの間においては「百四分の九十二」とする。

説 明

この案を提出するのは、公立学校職員の退職手当の額を引き下げるため必要があるからである。

公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部改正新旧対照表

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正新旧対照表

新

附 則

1 20 略

21 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者（公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年愛知県条例第三十四号。以下「条例第三十四号」という。）附則第五項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十七を乗じて得た額とする。
~~この場合において、第六条の六中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第二十一項」とする。~~

22 当分の間、三十六年以上四十二年以下の期間勤続して退職した者（条例第三十四号附則第六項の規定に該当する者を除く。）で第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、~~同項又は第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。~~

23 以下 略

旧

附 則

1 20 略

21 当分の間、~~二十年以上~~三十五年以下の期間勤続して退職した者（公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年愛知県条例第三十四号。以下「条例第三十四号」という。）附則第五項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を除く。）に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の百四を乗じて得た額とする。

22 当分の間、三十六年の期間勤続して退職した者（条例第三十四号附則第六項の規定に該当する者を除く。）で第三条第一項の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

23 以下 略

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年愛知県条例第三十四号）の一部改正新旧対照表

新

附 則

1 4 略

（長期勤続者等に対する退職手当に係る特例）

5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第七条の二第一項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の公務員として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の公務員として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第三條から第五條までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第三條から第五條の三までの規定

旧

附 則

1 4 略

（長期勤続者等に対する退職手当に係る特例）

5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第七条の二第一項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の公務員として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の公務員として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第三條中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、新条例第四條若しくは第五條又は公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十三年愛知県

により計算した額にそれぞれ百分の八十七を乗じて得た額とする。

条例第三号) 附則第二項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が二十年以上三十五年以下(同項の規定に該当する退職をした者にあつては、二十五年未満)である者に対する退職手当の基本額は、新条例第三条から第五条の三まで及び条例第二十四号附則第三項の規定にかかわらず、当分の間、新条例第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の百四を乗じて得た額とする。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第三条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年以上四十二年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年である者に対する退職手当の基本額は、新条例第三条第一項及び第五条の二並びに条例第二十四号附則第三項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第五条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として附則第五項の規定の例により計算して得られる額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第五条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年を超える者に対する退職手当の基本額は、新条例第五条から第五条の三まで及び条例第二十四号附則第三項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として附則第五項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 以下 略

8 以下 略

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年愛知県条例第七十七号)の一部改正新旧対照表

新

旧

附 則

附 則

1 5 略

1 5 略

6 当分の間、四十二年を超える期間勤続して退職した者で公立学校職員の退職手当に関する条例第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第五条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同条例附則第二十一項の規定の例により計算して得られる額とする。

6 当分の間、四十四年を超える期間勤続して退職した者で公立学校職員の退職手当に関する条例第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第五条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同条例附則第二十一項の規定の例により計算して得られる額とする。

7 略

7 略

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年愛知県条例第十一号)の一部改正新旧対照表

新

旧

附 則

1 略
(経過措置)

2 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することにより第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新職員退職手当条例」という。))及び第二条の規定による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例(以下「新公立学校職員退職手当条例」という。))の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第一条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧職員退職手当条例」という。))第三条から第六条まで及び附則第二十六項から第二十九項まで、第二条の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例(以下「旧公立学校職員退職手当条例」という。))第三条から第六条まで及び附則第二十一項から第二十三項まで、附則第十項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十七年愛知県条例第二十三号。以下この項及び附則第五項において「条例第二十三号」という。))附則第四項、附則第十一項の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十七年愛知県条例第二十四号。以下この項及び附則第五項において「条例第二十四号」という。))附則第三項、附則第十二項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十八年愛知県条例第二十七号。以下この項及び附則第五項において「条例第二十七号」という。))附則第五項から第八項まで、附則第十三項の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十八年愛知県条例第三十四号。以下この項及び附則第五項において「条例第三十四号」という。))附則第五項から第八項まで並びに附則第十四項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年愛知県条例第七十七号。以下この項及び附則第五項において「条例第七十七号」という。))附則第五項及び第六項の規定により計算した額(当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によ

附 則

1 略
(経過措置)

2 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することにより第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新職員退職手当条例」という。))及び第二条の規定による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例(以下「新公立学校職員退職手当条例」という。))の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、第一条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧職員退職手当条例」という。))第三条から第六条まで及び附則第二十六項から第二十九項まで、第二条の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例(以下「旧公立学校職員退職手当条例」という。))第三条から第六条まで及び附則第二十一項から第二十三項まで、附則第十項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十七年愛知県条例第二十三号。以下この項及び附則第五項において「条例第二十三号」という。))附則第四項、附則第十一項の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十七年愛知県条例第二十四号。以下この項及び附則第五項において「条例第二十四号」という。))附則第三項、附則第十二項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十八年愛知県条例第二十七号。以下この項及び附則第五項において「条例第二十七号」という。))附則第五項から第八項まで、附則第十三項の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十八年愛知県条例第三十四号。以下この項及び附則第五項において「条例第三十四号」という。))附則第五項から第八項まで並びに附則第十四項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年愛知県条例第七十七号。以下この項及び附則第五項において「条例第七十七号」という。))附則第五項及び第六項の規定により計算した退職手当の額が、新職員退職手当条例第二条の二から第六条の三まで、第六条の五及び第六条の六並びに附則第二十六項

らない傷病により退職したものにあっては、その者が旧職員退職手当条例第五条又は旧公立学校職員退職手当条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧職員退職手当条例附則第二十六項又は旧公立学校職員退職手当条例附則第二十一項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ百分の八十七（当該勤続期間が二十年以上の者（四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、百分の八十七）を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例第二条の二から第六条の三まで、第六条の五及び第六条の六並びに附則第二十六項から第二十九項まで、公立学校職員の退職手当に関する条例第二条の二から第六条の三まで、第六条の五及び第六条の六並びに附則第二十一項から第二十三項まで、附則第七項、附則第八項、附則第十項の規定による改正後の条例第二十三号附則第四項、附則第十一項の規定による改正後の条例第二十四号附則第三項、条例第二十七号附則第五項から第八項まで、条例第三十四号附則第五項から第八項まで並びに条例第七十七号附則第五項及び第六項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3 以下 略

から第二十九項まで、新公立学校職員退職手当条例第二条の二から第六条の三まで、第六条の五及び第六条の六並びに附則第二十一項から第二十三項まで、附則第七項、附則第八項、附則第十項の規定による改正後の条例第二十三号附則第四項、附則第十一項の規定による改正後の条例第二十四号附則第三項、附則第十二項の規定による改正後の条例第二十七号附則第五項から第八項まで、附則第十三項の規定による改正後の条例第三十四号附則第五項から第八項まで並びに附則第十四項の規定による改正後の条例第七十七号附則第五項及び第六項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3 以下 略

支給率の段階的引下げ(早見表)

勤続 年数	平成25年2月28日まで		平成25年3月1日～		平成25年10月1日～		平成26年7月1日以降	
	平成24年12月31日まで		平成25年1月1日～		平成25年10月1日～		平成26年7月1日以降	
	自己都合	定年	自己都合	定年	自己都合	定年	自己都合	定年
1	0.6	1.0	0.588	0.98	0.552	0.92	0.522	0.87
2	1.2	2.0	1.176	1.96	1.104	1.84	1.044	1.74
3	1.8	3.0	1.764	2.94	1.656	2.76	1.566	2.61
4	2.4	4.0	2.352	3.92	2.208	3.68	2.088	3.48
5	3.0	5.0	2.94	4.9	2.76	4.6	2.61	4.35
6	3.6	6.0	3.528	5.88	3.312	5.52	3.132	5.22
7	4.2	7.0	4.116	6.86	3.864	6.44	3.654	6.09
8	4.8	8.0	4.704	7.84	4.416	7.36	4.176	6.96
9	5.4	9.0	5.292	8.82	4.968	8.28	4.698	7.83
10	6.0	10.0	5.88	9.8	5.52	9.2	5.22	8.7
11	8.88	13.875	8.7024	13.5975	8.1696	12.765	7.7256	12.07125
12	9.76	15.25	9.5648	14.945	8.9792	14.03	8.4912	13.2675
13	10.64	16.625	10.4272	16.2925	9.7888	15.295	9.2568	14.46375
14	11.52	18.0	11.2896	17.64	10.5984	16.56	10.0224	15.66
15	12.4	19.375	12.152	18.9875	11.408	17.825	10.788	16.85625
16	15.39	21.375	15.0822	20.9475	14.1588	19.665	13.3893	18.59625
17	16.83	23.375	16.4934	22.9075	15.4836	21.505	14.6421	20.33625
18	18.27	25.375	17.9046	24.8675	16.8084	23.345	15.8949	22.07625
19	19.71	27.375	19.3158	26.8275	18.1332	25.185	17.1477	23.81625
20	23.5	30.55	23.03	28.7875	21.62	27.025	20.445	25.55625
21	25.5	32.63	24.99	30.7475	23.46	28.865	22.185	27.29625
22	27.5	34.71	26.95	32.7075	25.3	30.705	23.925	29.03625
23	29.5	36.79	28.91	34.6675	27.14	32.545	25.665	30.77625
24	31.5	38.87	30.87	36.6275	28.98	34.385	27.405	32.51625
25	33.5	41.34	32.83	38.955	30.82	36.57	29.145	34.5825
26	35.1	43.212	34.398	40.719	32.292	38.226	30.537	36.1485
27	36.7	45.084	35.966	42.483	33.764	39.882	31.929	37.7145
28	38.3	46.956	37.534	44.247	35.236	41.538	33.321	39.2805
29	39.9	48.828	39.102	46.011	36.708	43.194	34.713	40.8465
30	41.5	50.7	40.67	47.775	38.18	44.85	36.105	42.4125
31	42.7	52.572	41.846	49.539	39.284	46.506	37.149	43.9785
32	43.9	54.444	43.022	51.303	40.388	48.162	38.193	45.5445
33	45.1	56.316	44.198	53.067	41.492	49.818	39.237	47.1105
34	46.3	58.188	45.374	54.831	42.596	51.474	40.281	48.6765
35	47.5	59.28	46.55	55.86	43.7	52.44	41.325	49.59
36	48.7	59.28	47.726	55.86	44.804	52.44	42.369	49.59
37	49.9	59.28	48.902	55.86	45.908	52.44	43.413	49.59
38	51.1	59.28	50.078	55.86	47.012	52.44	44.457	49.59
39	52.3	59.28	51.254	55.86	48.116	52.44	45.501	49.59
40	53.5	59.28	52.43	55.86	49.22	52.44	46.545	49.59
41	54.7	59.28	53.606	55.86	50.324	52.44	47.589	49.59
42	55.9	59.28	54.782	55.86	51.428	52.44	48.633	49.59
43	57.1	59.28	55.86	55.86	52.44	52.44	49.59	49.59
44	58.3	59.28	55.86	55.86	52.44	52.44	49.59	49.59
45	59.28	59.28	55.86	55.86	52.44	52.44	49.59	49.59